

# ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

## 法の目的等

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

- ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等
- ホームレスの自立への努力、国の責務等
- 基本方針及び実施計画
- 実態調査

## これまでの経緯

平成14年8月 10年間の時限立法として成立（衆議院厚生労働委員長提案）  
平成24年6月 有効期限を5年間延長する一部改正法が成立（衆議院厚生労働委員長提案）  
平成29年8月 失効予定

## 今回の改正案

### <背景>

ホームレスの数は減少傾向であるものの、依然として約6千人のホームレスが確認されていることや、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等の状況を踏まえ、今後も引き続きホームレスの自立の支援等に関する施策を計画的かつ着実に推進する必要がある。

現 行

有効期限

平成29年8月6日まで

10年間延長

改正後

有効期限

平成39年8月6日まで

※ 公布日施行